

明日香村建設工事等前金払取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、明日香村が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等（以下「建設工事等」という。）の適正かつ円滑な履行を図るために、受注者に対し支出する前金払の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(前金払制度の対象工事)

第2条 公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証する建設工事等であって、当該建設工事等の設計金額が200万円以上のものとする。

(前金払の対象となる経費の範囲)

第3条 当該建設工事等の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該建設工事等に償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

(前払金の割合)

第4条 前金払の割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

(1) 建設工事 請負代金の10分の4以内（工期が複数年にわたる建設工事については、各年度ごとの年割相当額の10分の4以内）

(2) 測量・建設コンサルタント等 請負代金の10分の3以内（業務期間が複数年にわたる測量・建設コンサルタント等については、各年度ごとの年割相当額の10分の3以内）

(前払金の請求)

第5条 前金払を受けようとする者は、保証事業会社と法第2条第5項に規定する保証契約を締結し、当該保証事業会社の交付する保証証書（正副2通）を添えて、前金払請求書を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項に規定する書類の提出があった場合においてこれを適当と認めるときは、前金払請求書の提出を受けた日から14日以内に前払金を支払うものとする。

(前払金の返還)

第6条 村長は、次の各号のいずれに該当するときは、前金払を受けた者に対し、支払済みの前払金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 当該建設工事等に係る請負契約が解除されたとき。

(2) 当該建設工事等に係る法第2条第5項に規定する保証契約が解除されたとき。

(3) 第3条の規定に違反する事実が確認されたとき。

(4) その他村長が特に認めたとき。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年10月1日から施行する。

(旧要領の廃止)

2 明日香村建設工事前金払要領は、廃止する。